

認可外保育施設指導監督基準（要約）

●保育に従事する者の数及び資格

- 受け入れている児童数に応じて、適正な数の保育者が配置されているか。
- 保育士や看護師の資格をもった者が配置されているか。

●保育室等の構造設備及び面積

- 受け入れている児童数に対して保育室の面積は十分か。
- 衛生的な調理室や便所があるか。
- 採光や換気が確保され、安全が確保されているか。

●非常災害に対する措置

- 消火用具、非常口その他災害に必要な設備が設けられているか。
- 避難訓練をおこなっているか、等。

●保育内容

- 児童一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育内容を工夫しているか。
- 漫然とテレビを見せ続けるなど、放任的保育になっていないか。
- 保育者の資質は十分か。
- 保護者とのコミュニケーションはとれているか。

●給食

- 衛生管理は適切か。
- 児童の年齢や発達に配慮した食事内容となっているか。

●健康管理

- 児童及び職員が定期的に健康診断を受けているか。
- 乳幼児突然死症候群の予防への配慮をしているか。

●利用者への情報提供

- 保育室の見やすいところに、施設のサービス内容が掲示されているか。
- 保育内容等について、利用者に書面で交付されているか。